

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第7号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（運賃等相当額） 第9条 略 （1） 略 （2） 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（<u>在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員</u>にあっては、1箇月当たりの<u>平均通勤所要回数分</u>）の運賃等の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） （3） 略 2 略 （短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額） 第9条の2 条例第22条の3第2項第2号（職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第18条及び職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）第3条第3項において読み替えて適用する場合を含む。<u>次項において同じ。</u>）の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、<u>1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。</u> <u>2 条例第22条の3第2項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</u> （併用者の区分及び支給額） 第10条 略	（運賃等相当額） 第9条 条例第22条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 略 （2） 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する<u>職員等</u>にあっては、<u>平均1箇月当たりの通勤所要回数分</u>）の運賃等の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） （3） 略 2 略 （短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額） 第9条の2 条例第22条の3第2項第2号（職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第18条及び職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）第3条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は<u>平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合は100分の50とする。</u> （併用者の区分及び支給額） 第10条 条例第22条の3第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額

(1) 略

(2) 条例第22条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。次号において「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 運賃等相当額

(3) 略

(支給日等)

第16条の2 略

2 通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 略

は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 条例第22条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次号において「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 運賃等相当額

(3) 略

(支給日等)

第16条の2 略

2 通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。